

氏名(本籍)	武藤(松尾) 久枝 (愛知県)
学位の種類	博士(心身障害学)
学位記番号	博乙第1,304号
学位授与年月日	平成9年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	心身障害学研究科
学位論文題目	重度精神遅滞児の母子交渉場面における母親の発話に関する研究
主査	筑波大学教授 保健学博士 池田 由紀江
副査	筑波大学教授 藤田 和弘
副査	筑波大学助教授 学術博士 斎藤 佐和
副査	筑波大学教授 文学博士 山本 真理子

論文の内容の要旨

1. 本論文の構成

本論文は、第1章、序論、第2章・3章、本論、第4章、結論で構成され、295ページからなる。

2. 本論文の目的

重度児精神遅滞児は最も身近な人物である母親とさえも遊べないことが多く、母子交渉場面の成立や継続が困難であり、そのためかれらの言語発達に影響を及ぼしていると考えられる。本研究の目的は、重度精神遅滞児の母子交渉場面における母親の発話の特徴を明らかにし、かれらの療育に資することである。

3. 本論文の概要

第1章序論において重度精神遅滞児の母子交渉場面の前言語行動及び重度精神遅滞児の母子交渉場面における母親の発話に関する研究の動向をレビューした。最初に母親の言語行動に影響を与えていると思われる子ども側の前言語行動の特徴を解明する必要があることを指摘した。次に、精神遅滞児の母親の発話に関する先行研究では、研究対象の多くが中軽度精神遅滞児であり重度児を対象にしたものはほとんど行われていないこと、またその多くは遅滞児と健常児と生活年齢(CA)をマッチングさせたものであること、従って、重度精神遅滞児の精神年齢(MA)と言語能力を同じくする健常児を対照群として比較する研究計画で行うことが重要である。

重度精神遅滞児(以下 重度児)の母子交渉場面の母親の発話の特徴を把握するために第2章では母親の発話に影響を与えていると考えられる重度児の前言語的行動を、前言語的行為と対人距離について検討した。研究1〔重度精神遅滞児と健常児の前言語行動の比較〕では、前言語的伝達行為において、重度児と健常児との比較では、重度児に自己刺激行動が多かった点を除くと両者には差はなく、また、重度児の母親は健常児の母親より接触が多く、重度児と母親は接触を中心としたやり取りが多いことが明らかとなった。研究2〔母子交渉場面における重度精神遅滞児と健常児との対人距離の比較〕で、重度児と健常児との対人距離の検討では、重度児が母親やstrangerにとる距離が健常児より遠かった。研究3〔前言語的伝達行為の出現する対人距離の検討〕では、重度児の視線は母親と非常に近くにいるときに多発するが、健常児ではやや離れた距離で母親に視線を向けることが多く、母親は重度児と近くにいるときは物を介した働きかけを行っているが、遠ざかると働きかけは少なくなっていた。以上、研究1, 2, 3の分析では、重度児は前言語行動では、接近、接触、対人距離などによって母親とstrangerを区別していて、健常児の行動とは異なることが明らかとなった。

第3章では、母子交渉における重度児に対する母親の発話の特徴を、発話と発声の量、発話内容、応答性、発話の統語的分析、発話に対する遅滞児の影響について分析した。研究4〔母親の発話量と子どもの発声量、子どもの発声の機能分析〕では、重度児と健常児の発声量とそれぞれの母親の発声量との比較を行い、その発声量ではいずれも有意の差が見られなかった。しかし、発声の種類では重度児は自分から母親へ話しかける自然発声が少なくて、また、直前の母親の発声はまだ終わっていないのにそれを無視して発声を繰り返すような不適切発声が多かった。このことから、重度児の発声の機能的側面は健常児とは異なっていて、その言語獲得へ及ぼす影響が示唆された。次に、中度・重度精神遅滞児と健常児の母親の発話内容の比較（研究5および研究6）では、母親の指示的発話について検討したが、中・重度児の母親は健常児の母親と比較して要請や注意・禁止といった指示的機能を持つ発話が多かった。さらに、重度精神遅滞児の母親の指示的発話における発話と動作との関連（研究7）では、指示的発話と介入度の高い動作を伴って発話されることを示した。研究8〔遅滞児の言語能力が母親の発話内容へ及ぼす影響〕で、子どもの言語能力別にみた母親の発話の特徴を検討したところ、遅滞児の言語能力が高いほど母親の発話の教示や説明などの教育的機能や応答等の子どもの発後を促す機能、子どもの発話を肯定的に受容する機能が多くなっていた。

次に、重度児と健常児の母親の応答性の比較（研究9）および、軽度・中度・重度精神遅滞児の母親の応答性の比較と関連要因（研究10）を検討し、知的能力や言語能力の上昇は母親の応答性を上昇させる事が明らかにされた。母親の応答性を高める要因を事例研究（研究11）で検討し、「応答型」の母親と「無応答型」の母親があり、子ども側の出す微弱な反応や信号を見逃さない母親の感性や子どもの行動を意味付けることのできる能力が重要であることが明らかになった。

母親の発話の統語的分析として、発話の長さ（研究12）、発話の長さや内容および子どもの反応との関連（研究13）、重度精神遅滞児と健常児の母親の発話の名詞類の比較（研究14）をおこなったところ、重度児と健常児の母親の発話の長さには差がなかったが、重度児は健常児とは異なり母親が長い反応期待発話をしたときによく発声反応をすることが示された。また、重度児の母親は発話中に物を表す名詞の出現が少なかった。

最後に、母親の発話に対する遅滞児の反応（研究15, 16, 17）について分析した。遅滞児の多くが言語表現、言語と動作を複合した表現よりも動作表現を使っていることが示され遅滞児と他者との交渉には動作による伝達が重要であることが示された。

第4章、結論 以上の研究から重度精神遅滞の母親の発話では、健常児に比べてその機能において、子どもの発声に対する強化、促進機能の低さ、教育機能の低さ、子どもの行動に対する否定的意味付けにおいて特徴が見られた。このことは、重度児の発声で自然発声が少なくて、turn-takingが成立しにくい特徴に影響を受けていると考えられた。以上の結果から重度児の前言語行動の特徴および母親の発話の両側面から統合考察を行い重度精神遅滞児の療育に新たな示唆を述べた。

審 査 の 結 果 の 要 旨

重度精神遅滞児の発達に関与する要因を明らかにする研究は少ない。本研究は、17の研究を積み重ねて、母子交渉における母親の発話の特徴を幾つかの要因から明らかにしようとしたものである。その結果、重度精神遅滞児をもつ母親の発話は、健常児の母親と比較して機能的な面で違いがあることが明らかとなった。それは、子どもの発声に対する強化促進機能の低さ、教育機能の低さ、子どもの行動に対する否定的意味付けにまとめられるような母親の特徴が明らかにされた。この知見は従来の研究では明らかにされていないオリジナリティのある結果であり、今後の重度精神遅滞児教育の領域の実際的な指導方法に寄与するものであると評価できる。

審査の結果、精神年齢のマッチングはなされているが言語能力のそれは不十分であること、精神年齢でマッチングしたために生活年齢の差について考察されていないこと、また前言語行動の段階にある重度精神遅滞児をま

とめてひとつの群としているが、最近の Bates などの考えを導入して検討すべき等、今後の課題が示された。しかしながら、重度精神遅滞児の母親の発話に関する特徴を明らかにした優れた論文であるものと評価した。

よって、著者は博士（心身障害学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。